

事務連絡
令和4年11月17日

関係団体各位

東京都総務局総合防災部長

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る
医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について（周知依頼）

日頃より、東京都の施策の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、すでにお聞きおよびのことと存じますが、従業員等が新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに感染し、自宅療養を開始する際や職場等へ復帰する際に、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や治癒証明書等を求めないことについて、関係省庁等から各団体へ周知されているところですが、幅広く周知を行う観点から、都からもご参考までにお知らせいたします。

皆様におかれましては、すでに感染拡大防止のための取組を推進していただいているところでございますが、より一層の御協力を賜りますとともに、貴団体に加盟している組織等を含めた関係者の皆様への周知等につきまして、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます。

（添付資料）

- ・（別添）「新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等取得に対する配慮について（令和4年11月4日付 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）」